

東京都高齢者保健福祉計画作成委員会
(第5回)

平成17年12月20日(火)
都庁第一本庁舎42階特別会議室A

午後13時30分開会

栢山幹事 時間となりましたので、ただいまより、第5回東京都高齢者保健福祉計画作成委員会を開催いたします。

委員の皆様には、ご多忙のところ、ご参加をいただきましてありがとうございます。

はじめに、本日の委員の出席状況について、事務局よりお知らせをいたします。

本日、所用により欠席と連絡を受けました委員は、真田委員、田島委員、永田委員、宮崎委員でございます。

また、本日、所用により出席が遅れるというご連絡をいただいている委員は玉木委員でございます。

それでは、委員長よろしくお願ひいたします。

高橋委員長 押し詰まりましてお集まりいただきまして、ありがとうございます。介護保険の議論もいよいよ介護報酬分科会、介護給付費分科会は大詰めの議論でございまして、何と28日までやるという話を聞いておりまして、細かい数字は来年公表ということになるかと思いますが、こちらの方もそういうわけでピッチを上げてやる時期ということでございますので、ひとつよろしくお願ひいたします。

それでは、議事に入る前に、配布資料の確認をよろしくお願ひいたします。

栢山幹事 それでは、事務局から配布資料の確認をさせていただきます。

本日の配布資料は、右肩に「資料」と打ってあります「東京都高齢者保健福祉計画中間のまとめ(案)」でございます。この冊子の105ページまでは、先日お送りいたしました計画と全く同じものでございますが、その後ろに資料編として、新たに区市町村の12月時点の介護サービス量等の見込みをつけております。同じく冊子の中にとじ込んでありますので、ご覧いただければと思います。資料編については、また別ページ番号を振ってありますので、よろしくお願ひいたします。

現在、区市町村では、介護サービス量、1号保険料等の検討を行っておりますけれども、12月の数値を都で集計したものでございます。「中間のまとめ」本編で表の中の数字が抜けているところがありますけれども、こちらを参考としてご覧いただければと考えております。

そのほかに参考資料としまして、参考資料の1「地域における高齢福祉に関する住民活動等の事例について」ということで、区市町村から情報提供いただきまして、こちらは後日、この中から計画の中に具体的な取組として紹介をしていく予定でございます。

参考資料の2は、第4回委員会、17年11月10日の議事録でございます。

そのほかに、A4版で2枚の認知症に関する資料を配布してございます。P13と左に打ってありますが、「認知症高齢者の割合」。これは本編の13ページのところと差しかえということになります。それから、2枚目のP47と書いてあります「認知症高齢者の生活の場所の状況」につきましては、本編の47ページと差しかえとなりますので、お願いいたします。

以上でございます。

高橋委員長 ありがとうございます。

それでは、本論というか、「中間のまとめ」の議論をさせていただきたいと思います。これまでの4回の委員会の議論を踏まえまして、事務局の方で「中間のまとめ(案)」を作成しております。事前に皆様のお手元にお届けしているかと思いますが、今日の委員会では、この「中間のまとめ(案)」についてご意見をいただいてまいりたいと思っております。また、これまでの議論では時間の制約もあって消化不良のこともあったかと思っておりますので、案へのご意見とあわせて最終的な議論ができればというふうに思っておりますので、ひとつよろしく願いをいたします。

それでは、事務局の方からご説明をお願いいたします。

杵山幹事 それでは、「中間のまとめ(案)」につきまして、事務局からご説明させていただきます。

前回の第4回委員会でご連絡いたしましたとおり、先週に「中間のまとめ(案)」をお手元にお届けいたしました。本日、席上にお配りしたものが先週お配りしたものと一緒でございます。

それでは、内容の説明に入らせていただきます。

まず、目次をご覧ください。

「第1部 計画の策定について」から始まりまして、全体で5部構成としてあります。

最初に1ページをご覧ください。「第1部 計画策定について」ですが、こちらは「計画策定の趣旨」「計画の(法的な)位置づけ」「計画期間」などの、本計画の性格を述べております。

次に、2ページでございます。「計画の考え方」。

少子高齢化の急速な進行、「団塊の世代」の一斉退職、今回の介護保険制度の改革などの社会情勢の変化を踏まえまして、どのような考え方に立って本計画を策定し、この数年

間の施策を進めていくのかを整理してございます。

7ページをお開きください。ここからは「東京の高齢者を取り巻く状況」としてデータを掲載してございます。データにつきましては、第2回の委員会で説明したものを基本といたしまして、若干の追加を行っております。

13ページの「認知症高齢者の割合」につきましては、本日、別葉でお配りしておりますけれども、区市町村からの回答がまだ7割程度しか出揃っておりませんので、現時点では速報値ということでご覧いただければと思っております。

さらに、29ページをお開きください。ここから「第3部 計画の具体的な展開」ということで、第2回からご議論をいただいております5本の柱に沿って具体的な施策を交えながら記載しております。

第1章の「介護予防・健康づくりの推進」というところから始まっております、30ページの「第1節 介護予防の総合的な推進」につきましては、第3回委員会におきまして、鈴木委員より国の会議資料に基づいて、現在の介護予防の事業・仕組みがどのようになっているかについてご説明をいただいております。

30ページから37ページの「介護予防の総合的な推進」、まず31ページでは、介護予防の全体図でお示しをいたしまして、32ページからは介護予防を担う事業として、「虚弱高齢者のスクリーニング及び地域支援事業」の説明、35ページからは介護予防事業の実施体制についてということで説明を書いております。要介護認定において要支援者として認定された方を対象に行われる新予防給付につきましては、36ページから37ページにかけてということで説明をしております。

次に、38ページから42ページまでの「成人期からの健康づくりへの支援」でございますが、まず39ページの「生活習慣病及び介護予防の『予防』の段階」につきまして、各ステージ別にどのように対応させていくのかを示しております。その下の図でございますが、今年度から実施しております、都民の健康づくりの取組を、広域的普及・支援するための仕組みづくりである「健康づくり応援団」のイメージ図を掲載してございます。

40ページからは健康づくりへの取組として重要な「生活習慣病対策」の説明、41ページには現行の内容でございますが、老人保健法に基づく「老人保健事業」について記載してございます。

次に、43ページでございますが、「地域における安心な生活の確保」、44ページからは「地域包括ケアシステム」につきまして、こちらにつきましては、第3回委員会におきま

して、和気副委員長よりプレゼンテーションを行っていただいております。また、この章の中では、47ページ以降の「認知症高齢者ケア」につきましては、第4回委員会で永田委員から、また、56ページ以下の「高齢者住宅対策」については、第3回委員会におきまして、山口幹事より説明をいただいております。

44ページから46ページで、地域社会を基盤としまして、専門職の連携を図り、高齢者の生活を包括的に支えていく機能をもった拠点として、18年度から設置されます「地域包括支援センター」の概要をお示しするとともに、45ページでは同じく18年度から創設される「地域支援事業」のうち、高齢者の地域での安心な生活を支える「包括的支援事業」について、続いて46ページでは、住み慣れた地域での生活を24時間体制で支える観点から、新たに創設されます「地域密着型サービス」について説明をしております。

次に、47ページから51ページまでの「認知症高齢者対策の充実」でございますが、まず47ページの中段の表でございますが、こちらにつきましては、前回の委員会で委員長からご要望のありました「認知症高齢者の生活の場所の状況」につきまして、本日、別葉でお配りしているものと差しかえということになります。また、こちらにつきましても区市町村からの回答がまだ出揃っておりませんので、現時点では速報値としておりますことをお許しいただければと思います。

また、48ページでは、永田委員からご提出いただきました資料より、新しい認知症ケアの実践によって、どのような成果が期待できるかイメージ図を掲載しております。このページの下では、具体的な認知症高齢者事業の展開につきまして説明を。49ページでは、18年度事業として予定をしております地域医療の支援体制のイメージ図を掲載しております。

51ページでは、認知症高齢者の意思を代弁し、その権利を擁護する仕組みとして、成年後見制度の活用であるとか、地域権利擁護事業について説明をしております。

次に、第3章、52ページから54ページになります。こちらでは「高齢者虐待」について取り上げております。高齢者虐待につきましては、さまざまな要因が重なり合って発生することがわかってきておりまして、その要因のかかわりについて整理をいたしまして、52ページの下のところには、昨年度、高齢社会対策部で作成いたしました高齢者虐待パンフレットに掲載しております図を改めて掲載しております。53ページにおきましては、虐待防止パンフレットのご紹介であるとか、身体拘束ゼロ運動についての説明、54ページでは、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」について、今後書き込む予定にしております。

第4節では「多様な住まいの確保」ということで、地域における安心な生活を支えるものとして、高齢者の多様なニーズに応える住まいの確保ということで、55ページでは、その中でも近年非常にその数が急速に伸びております有料老人ホームにつきまして、老人福祉法等の見直しのポイントをまとめております。また、56ページでは、第3回委員会で山口幹事から説明のありました、民間賃貸住宅への入居を希望する高齢者等の入居を支援する仕組み「あんしん入居制度」のご紹介と、その下の方では、新しく高齢者専用住宅について掲載をしております。58ページにおきましては、養護老人ホームについての説明ということでまとめてあります。

次に、59ページ以降の「安全・安心の確保」についてですが、こちらにつきましては、大きな問題となっております高齢者を対象とする悪質商法等からの保護であるとか、増加する高齢者の交通事故への対策についてということで、60ページからは、交通安全対策につきまして統計データも交えながら説明をし、63ページでは、犯罪・悪質商法対策について説明を加えております。

次に、第3章の「介護サービスの基盤整備と質の向上」というところでございますが、こちらにつきましては、第4回の委員会におきまして、角田幹事より説明をいただいております。

まず65ページから73ページまででございますが、こちらの表は大分抜けているところがございますけれども、こちらも後ろにくっつけております資料を参考にいただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。こちらについては、今後記入をしていく予定にしております。

また、73ページからは、18年度から新しく区市町村において創設されます地域密着サービスにつきまして、今後、区市町村における見込量の集計値を掲載する予定にしております。

第2節の「ケアマネジメントの充実」でございますが、74ページには、福祉と保健・医療の連携、適正なケアプランの普及に向けまして、介護支援専門員に対する支援方策の検討を行う東京都介護支援専門員支援会議について説明を書いております。

次に、第3節の「専門的人材の育成」、75ページから79ページでございますが、こちらでは、介護サービスを担う人材の専門性の向上及び新しい介護ニーズに対応した専門的人材の育成・確保について説明を加え、75ページから76ページにかけましては、新しい介護ニーズに対応する専門的人材の育成として、介護予防ケアマネジメント人材や認知症ケア

人材の育成について、77ページでは、介護サービスを担う人材の専門性の向上といたしまして、介護支援専門員や介護人材の育成について説明をしております。

80ページから82ページでございますが、こちらは介護サービス情報の提供でございます、18年度から新たに開始されます同制度を中心に、利用者が情報を活用しながら主体的に事業者を選択できるような仕組みや取組について説明をしております。

80ページでは、東京都における「介護サービス情報の公表」と事業者の質の確保に向けた取組のイメージをお示ししまして、81ページでは、その中心となります「介護サービス情報の公表」につきまして、その概要を説明しております。

83ページから84ページ、「施設サービスの質の向上」でございますが、介護保険施設における個室・ユニットケアの推進及びユニットケアを担う人材の育成など、施設サービスの質の向上に向けました取組について、83ページから84ページにかけて書いております。

85ページから91ページまでの「利用しやすい介護保険制度の運営」ということで、介護保険制度につきましては、今回の制度改革によりまして、制度全般に関して検討が加えられ、必要な見直しを図られたところでございます。

これに伴いまして、東京都は介護保険制度を都民にとってより利用しやすい仕組みとするために、さまざまな取組につきまして、86ページから91ページにかけてお示しいたしました。

92ページでございますが、「多様な社会参加の促進」ということで、ここでは、92ページの下の方で、「ほぼ毎日外出する高齢者の割合」につきまして、東京都と全国の比較を示しております。

次に、93ページから94ページまででございますが、高齢者の多様な社会参加活動を支援する施策を中心に掲載してございます。

95ページでは高齢者の就労を支援する施策について、また97ページには起業を支援する施策について説明をし、98ページ以降100ページまでは、「福祉のまちづくりの推進」ということで、建築物・公共交通機関におけるバリアフリー化の状況をお示しするとともに、第4回の委員会で報告のありました「第5期東京都福祉のまちづくり推進協議会最終報告」の提言、「ユニバーサルデザインガイドライン」から都独自のユニバーサルデザインの5つの視点を掲載しております。

続きまして、101ページは、第4部として「施策一覧」、これはこれまでの第3部の本文中に記載しております主な施策の再掲でございます。

「第5部 資料」、こちらの部分は、今回は独自にページを振っておりますけれども、12月時点で区市町村から報告数値がありまして、それを東京都の方で集計したものと、「資料」として添付してございます。完成の計画書の中には「資料」という形で最新のもの載せていきたいと考えております。

事務局からの説明は以上でございます。

高橋委員長 ありがとうございます。

既に事前に、一部の資料を除きましてご送付申し上げておりますので、ざくっとした解説ということで説明をしていただきました。

それでは、事前にお目通しをいただいたということもあろうかと思しますので、委員の皆様から少しご意見等をいただきながら、バージョンアップをするためのご示唆を頂戴できればと思っております。

それでは、お手元の「中間のまとめ(案)」の目次に沿いまして、「第1部 計画策定に当たって」から「第2部 計画の考え方」の終わりまで、1ページから28ページまでということでご意見をいただければと思いますが、その前に少し総括的に感想等があれば、自由にご発言いただいて、少し個別の部分に分けながらご議論をお願いするというような手はずでやりたいと思っております。何かございましたら、どうぞご発言をいただけたらと思います。

石田委員 14ページの「高齢者の住居」ですが、第4節の1、2というのは、対象は、一般の高齢者という意味ですね。違いますか。

栢山幹事 これは一般の方のということで。

石田委員 一般の人なんですけど、1、2ときて、3のところパッと概要が変わっちゃうんですが、これは対象はだれなんですか。

栢山幹事 「高齢者の住宅の種類と整備数」というところでしょうか。

石田委員 2と3との関係ががらっと変わっちゃっている感じがするんですよ。1、2と一般のことを対象に話していますね。3のことは、全然そういう解釈なしで、いきなりそれが始まっちゃっているんですよ。これは一体だれだろうという気になりますよね。

栢山幹事 1番、2番は、高齢者の方の住居の状況ということで説明をしておりまして、3は、これは新たな住まい方ということで、介護のついているとか、ケアを考えられた住まいということで、こちらの方に表にまとめております。

石田委員 その注釈がないんですよ。1、2と一般の話をしておいて、いきなりすぐ出

てくるものだから、じゃ、前の方は何だったのか、3は一体だれが対象なのか、その辺の区切りがモヤモヤとしちゃっているんですよ。もしおっしゃるようだったら、3のところに、今言ったように、こういう対象だからこうだと言わないと、つながりがこれでおかしくなりません。私は読んでいてちょっと変な感じがしたんですが、いかがなものでしょうか。

以上です。

高橋委員長 多分、まだざくっとした項目がボンと出ているという段階で「中間のまとめ」でなっておりますので、全体の流れとかそこら辺はまだいっておりませんので、多分ご指摘を踏まえて、ご理解いただけるような形で流れをつくるというような形でどうでしょうか。

栢山幹事 2から3へのつなぎというか、どういう状況でという背景をつけ加えて整理をしたいと思います。

苅部委員 1点は意見で、1点は今の関連の部分でお聞きしたいんですが、まず4ページの部分で、括弧の枠ですが、第1行目、私は、この文章を入れた意味はよくわかるんですが、「人間は誰しも老いて、その先必ず死を迎えます」と。気持ちとしてはこの文章を入れたいのはわかるんですが、ただ、これを見る方は一般の方なので、あえて「死を迎えます」ということを入れる必要があるか。したがって、「しかしながら」の部分は、「人間はその最期の瞬間まで」で、その意味がわかるのではないかなと思ったんですが、私の読んだ感じでございます。

それと、14ページで、先ほどの方の質問の部分で、右が施設入所者ですが、これは持ち家があるかないかで、合計すると99.5%になっているので、施設に入っている人は0.5%の中に入っているのかどうかということを確認させていただければと思います。

以上2点です。

栢山幹事 最初の4ページの方は、今後検討させていただきます。ありがとうございます。

それから、14ページと15ページですけれども、15ページにつきましては居住系のサービスということで分類をされるのかなと思っておりますが、もちろん14ページの住宅をお持ちの方で、15ページの例えば認知症高齢者グループホームに入っている方もいらっしゃるということですので、あくまでも14ページの1番と2番は、都内の高齢者の方はどんな状況にいるのかということと、15ページの方は、介護保険法上で居住系サービスというふう

に位置づけされているサービスのところの定員がどの程度なのかということをお示した表になっております。

高橋委員長 ありがとうございます。

もしなければ、先に進みましょうか。後でレビューというような形でまた戻っていただいて、ご指摘もいただくようなことにさせていただきますので。

それでは、引き続きまして第3部の「計画の具体的な展開」に入らせていただきます。29ページ以降でございますが、第1章の「介護予防・健康づくりの推進」、29ページから42ページについてご意見をいただけたらと思います。

苅部委員 41ページですが、現在、老人保健事業は老人保健法に基づいて実施されているわけですが、健康診査については、そこがよく理解できていないんですけれども、今度は介護保険の中で行われるということで、老人保健法のつながりということでこれを理解するのかどうかというのがよく理解できないもので、その辺を教えていただければと思います。

高橋委員長 昨日の課長会議にかなり細かい資料が出たんですね。老人保健法についての。

田口幹事 幹事の田口と申します。よろしく願いいたします。

老人保健法の関係につきまして、今ご質問のありました健康診査の部分につきましては、現時点では老人保健事業、具体的な整理としては42ページの上のところに事務局さんの方で整理していただいているかと思うんですけれども、健康診査につきましては、18年度、19年度のところについては、老人保健事業の中で行うという形で今整理されております。

ただ、20年度以降につきましては、その後の改正等もありまして、今のところ、確実には見えていないんですけれども、現時点では、健康診査は老人保健事業の中で位置づけられてきているという形になっております。

高橋委員長 たしか3%の議論のときに、18、19は老人保健法のあれが残るので2%代にして、20年からは3%以内にして老人保健法から地域支援事業に全面的に移すという話だったのです。そこら辺については、多分きのうの課長会議でかなり細かな老人保健法の扱いについての資料が、まだ僕もよく見ていないんですが、あったなと思っていたんですが。

杵山幹事 地域支援事業の中の2%から3%に移行する中で、20年度についてはということで、老人保健事業が3%の中でのというようなお話もありますけれども、まだその辺は

具体的に決まっているわけではないかと思えます。

昨日の国の課長会の方では、基本健康診査、それと介護予防の関係も含めて、国の方から統一的な見解が示されたということで、特に老人保健事業をどうするという事ではないんですけれども、その中で介護予防健診、入り口のところを基本健康診査の事業とセットでやっていくというようなことが示されてはおります。

高橋委員長 ありがとうございます。

鈴木（隆）委員 今の老人保健法、基本健診の所属といいますか、その追加発言ですけれども、事務局からありましたように、少なくとも18年、19年は、老人保健法の中の基本健診に65歳以上の方は生活機能評価という形で上乘せの健診を行う。これが当初考えられていた介護予防健診に相当するということです。そのマニュアルは、今日の夕方にホームページに掲げるというふうに聞いております。

それから、ここだけの問題じゃないんですけれども、介護保険の改正にかかわるいろんな図が厚生労働省の方の担当課長会議とかの資料から出ているんですけれども、少し古くなっていると思います。例えば、要介護の原因は、これは平成13年の国民生活基礎調査になっていますけれども、これは16年に変わっておりますし、地域包括支援センターも一つ前のバージョンのようです。そういうのも含めて、多分今日あたり新しくリリースされるのがありますので、差しかえられた方がいいのかなと思います。

以上です。

高橋委員長 そこら辺については、全面的にそうだと思っているんです。非常に細かいところと、かなり大筋、いろんな話を含めて、この計画の締め切りとそれまでに決まっていることと、出されている材料を全部もう一度事務局の方に精査していただいて、もちろん東京バージョンという議論も多分あるかと思いますので、そこら辺のタイムスケジュールは事務局の方から。

杵山幹事 1月の下旬までに「中間のまとめ」という形で再度まとめを直しまして、数値等につきましては、2月になってもまだ変わる可能性があるのかなと思っております。

高橋委員長 介護報酬の具体的な数字が多分1月ですよ。1月の半ばぐらいにかけてだから、それを基礎にして、市区町村が作業をもう一度やり直すというようなこともあって、こちらは一応「中間のまとめ」ということだから、「最終まとめ」ではまだないということも含めて、そこら辺の調整は、時間との折り合いをつけながらやるのかなと思っておりますので、そこら辺もいろんな形でご指摘をいただきますと、作業のターゲットイン

グがやりやすくなりますので、どうぞひとつよろしく願いいたします。

ほかにはいかがでしょうか。とにかく一通りざくっといきましょ。それでまた総括的にご議論いただくというようなことにいたしたいと思います。

第2章、43ページから63ページ、「地域における安心な生活の確保」、いかがでしょうか。

蒲生委員 老人クラブでございますが、59ページの「安全・安心の確保」のところでございますが、実は老人クラブはもちろん後で社会活動参加支援で十分うたわれております。施策も出ております。ただ、私ども、その他の地域を支える支援活動というテーマも課題として挙げておりまして全国展開しておる中で、近年、老人クラブの会員さんが、次世代育成支援法ができ上がったあとに、こちらの活動ができないか、それから地域防犯、交通安全対策、それから悪質商法などの対策の周知といいますが、こういうものも含めて活動しておるわけでございます。

そういう意味で、また最近、これは高齢対策とは別としましても、最近の全国で話題となっております幼い子どもに対する凶悪事件の問題、これらの犯罪防止等についても、つい先日、厚生労働省から通知がございまして、いわゆる地域の見守り活動、特に今回は子どもの問題も含めて、見守り活動、パトロールの活動の一層の充実とか、実施地域の拡大という要請がございまして、早速、都内の老連を始め各会に通知しているところでございます。

そういう中でも、私どもとしましても、ここのところでもその他の地域を支える活動として、交通安全、悪質商法等を含めた防止対策で活動を行っているというところも一つ入るかなと思ってお話し申し上げました。

高橋委員長 ここで扱うのは、高齢者がある意味で言えばユーザーというか、高齢者が客体になっているんですが、むしろ今の蒲生委員のご発言は、高齢者が主体になってさまざまな形で地域づくりに貢献していただくということで、これは第5章、92ページ以降の話とも関係するのかなと思っておりまして、今のご議論は、むしろ積極的に、単なる社会参加を支援したり促進したりするのではなくて、元気な高齢者自身が地域を支える、これから核として、これは例の団塊世代の話も含めまして、実はそれは介護予防の話ともいろんな意味でかかわるのだろうと思いますが、地域に貢献していただけるようなこととして、高齢者がものすごくいろんな意味でパワーをお持ちの存在だという認識の中で、今のご指摘をうまく反映できるようにしていただけたらということで、第5章以降の話との絡みだ

なと思っておりますので。よろしいでしょうか、事務局の方。

寺田委員 私もそのところは、同意見ですが、やはり今後の社会の中では、特に地域でのコミュニティ機能を強化するというのが重要なところではないかなと思います。委員長も言われていますように、社会参加のところで意見を言わせていただこうと思っただけですが、そこともかなり密接な関係があると思います。

この中で重要なのは、地域包括支援センター、今度つくられるということですが、そういうような身近な地域、あるいは市区町村の出張所単位ですとか、そういった身近な単位でのネットワークが重要なポイントになるのではないかなと思います。

将来的に考えても、介護保険の財源的にも、なかなか難しい面もありますし、ただ、10年後の高齢者が急増するという問題を見通した場合には、何をもって支えていくかということが重要なポイントになるのではないかと。そういう意味で、地域力を向上させていくということが必要ではないかなと。

私も、東京都の統計を見て自分なりに考えてみたんですが、25年前の統計を見ますと、現役世代が72%で、高齢者が8%、年少世代が20%ぐらいということで、現役世代とほかの世代との比率というのが、現役世代が2.6人に対して、ほかの世代が1人という割合だったわけですが、10年後の見通しでいきますと、大体私の試算では19歳までを、実際上は高校、大学までいっている方が多いですから、19歳までを年少世代として考えてみた場合に、それでいきますと、現役世代が61%、ほかの世代、高齢者世代が23%、年少世代が16%ということで、大体1.5人の現役世代に対して、ほかの世代が1人と、単純に言うと、夫婦2人に対して1.3人ぐらいのほかの世代を支えていくという形で見込みが出ているということです。

ですから、そういう状態では、どうしても現役世代だけでは支えきれないということではないかな。やはり高齢者世代自身が高齢者を主体的にサポートできる体制というのをつくっていかないといけないのではないかと。

そういう意味で、40~50年前の地域のコミュニティ機能と比較すると、今はいろんな犯罪とかが頻発しているという状況を見ますと、そのところがかなり弱っているのではないかなということで、それを強めていくためには、高齢者の参加ですね。特に団塊世代にそういう実質的な形での協力を呼びかけていく。

特に団塊世代の場合には、義務的な形ということでは動きませんから、実質的な形での参加を呼びかけていく。そういうような取組が具体的な形でこれから実行に移していかな

いと、いろんな形で動かれているのはよく知っていますが、明確な形で取り組んでいく必要があるのではないかなど。特にそういう身近な地域での行政としての担当者を配置していくとか、そういう形で取り組んでいく必要があるのではないかなどと思っています。

以上です。

高橋委員長 ありがとうございます。今のお話を承って、昭和46年に私が初めて東京都の老人福祉基礎調査をやったときは、60歳から調査対象でしたから、今は65歳からが介護保険の1号被保険者ですが、年齢概念、これも既にいろいろ提案があって、老人というのは、70以上、75以上の後期高齢層にしようではないかという議論もありますし、これは制度の話と世の中の見方の話といろいろありますが、現実には、地域をずっと支えてこられたのは、伝統的に言えば、民生委員だって、歴史的に言えば、リタイヤした校長先生とか公務員、恩給がついて悠々自適の方が民生委員活動をやっていたというのがそもそも大昔の話ですが、現実には地域活動をされておられる方は、かなり年長の方が多くいわけですし、それを団塊の世代の要するにサラリーマンが、それまでの年長者というのは、主に地域で生活をしておられた自営業を中心に、地域で根を張ってずっと仕事をされた方ですが、これからはサラリーマン主体になりますので、そこら辺のスイッチをどういうふうにしていくかという配慮というようなことを含めて、今の寺田委員のご指摘を受けとめたいと思います。ありがとうございます。

事務局の方は何かレスポンスありますか。いいですか。

栞山幹事 はい。

高橋委員長 ほかにどうぞ。

浅尾委員 52ページから載っています「高齢者虐待への対応」というところですが、実際に、高齢者の養護者がストレスを起こして虐待という悲しい結果になるということもあると思うんですけども、これによると、54ページの方には、それに対する法律がある規定をもって執行されるということですけども、ここに至るのは極端な感じがしまして、家族のストレスによって高齢者に虐待が行われるという判断がどこでなされるかということと、その間に家族としても高齢者によくしてあげたいと思う気持ちと、日ごろのストレスで乱暴な言葉を吐いたり、あるいは本当に虐待に近いことが起こったりするというケースが多くなっているということはわかるんですけども、その段階でもう少し対応が具体的にできないのかなというところで、この点についてお聞きしたいということと、あと、どこまでこういった背景についてわかっているのかということもお聞きしたいところなん

ですけれども。

高橋委員長 ありがとうございます。

実は、高齢者虐待防止法というのは、正式な名前は「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」なのですが、養護者、これは基本的には家族ということになります。家族以外の身の回りでケアをしているというか、お世話をしている方、これが一つですね。

もう一つは、施設。養介護施設の養というのは、法律の文言では養うという字、あれは法制局がこういう言葉を使えと言ったんだそうなのですが、要するに施設の虐待という、福祉サービス利用をめぐる虐待があり得るという。これは最近、朝日も身体拘束のことでこのところ記事を書いています。

それから、もう一つは、市場が虐待するんですね。市場というのは、要するに悪徳業者ですが。要するに、マーケットの虐待と、施設、要するに介護サービスの虐待と、家族、家族というよりは、法律上の使い方は養護者ですが、その3種類の虐待ということで、ここはどうも家族の虐待に念頭を置いて書かれていて、ほかの方の話は別のところで扱うという、そこら辺もあるので、高齢者虐待防止法のフォーカスとそこら辺の扱いがちょっとずれているなという感じは、実は僕も個人的にしている、そうなりますと、そこら辺の整理も含めて、今のご発言も含めて、整理が要るかなというふうには個人的には拝見していると思ったんですが、そこら辺何か事務局の方で。

金井幹事 在宅支援課長の金井でございます。

高齢者虐待につきましては、ほぼ1年前から東京都で高齢者虐待を考える会ということでもかなり細かくやっております。この間、パンフレット等を出しているわけですが、今、マニュアルをつくるために、かなり細かい、精査したマニュアルをつくっております。例えば、調査をかけていまして、被虐待者の割合が、女性が4分の1であるとか、虐待者は実の息子が3分の1強いるとか、そういう調査もあったり、調査の内容とかいろいろある。例えば、生命にかかわる危険な状態が発見時20%あったとか、いろいろかけていまして、その中で、基本的に在宅をメインなんですけれども、対応についての細かいマニュアルをつくっていかうということで進んでおりまして、一義的にステレオタイプみたいな形で、これはこうだからいけないんだという形の対応をとらないような形というふうにやっておりますので、その辺は進んでいるというふうに考えていただければいいと思います。

ただ、高橋先生がおっしゃったみたいに、今回の法律は施設関係も入っていますので、

施設のことがあるんですが、国の方で、きのう厚生労働省の説明の中で、やっと身体拘束の結果が出てきまして、今日の朝日新聞にはかなり大きく載っていたんですけども、あれを踏まえて、以後検討していくのかなという形になっております。

法律関係では、通知ということで、通知した職員に対しては退職などをしてはいけないとか書いてあるんですけども、細かいことをなかなか書いていませんので、その辺を含めてまた今後だというふうに考えております。

以上でございます。

高橋委員長 当然、高齢者虐待防止法では、市区町村が主体になりましたから、そういう意味では、都の取組と市区町村の取組というのをきちんと整理しながら、市区町村に体制整備をお願いしなければ、まだまだ不十分というか、23区といえども、最近、全国の市区町村の調査を権利擁護の関係でしたばかりなんですけど、非常に温度差があって、それは区市町村には、まだこの種類のサポートというか、政策というのは、基礎自治体はまだ慣れていないんですね。要するにサービスをつくったりするのはいいんですが、いろんな調整をしたり発見したりというのは、福祉事務所のようにわりとはっきりした世界はずっとやってきたんですけど、わからない、潜在的なものが顕在化して、それを市区町村で、そしていろんなプロセスの中でやっていくという、そこら辺はまだ体制が慣れていないというのは正直なところで、そういうことを含めた対応を東京都としてどういうふうに考えるかという視点は大事な。その上でも区市町村の実情の把握みたいなものはぜひお願いしたいなと思っております。いかがでしょうか。ここら辺はこれからとても大きなテーマになっていくことでございますので。

よろしければ、先へ急がせていただきます。引き続きまして、「介護サービスの基盤整備と質の向上」と、64ページ以降から84ページまで、よろしく願いいたします。

これはまだ穴あきでございますもので、後ろの方の数字等も含めてということになるのかと思います。

私から質問をさせていただきたいんですが、例の三位一体改革で、地域介護・福祉空間整備交付金の都道府県分が移管になりましたよね。そうすると当然、東京都としてどういうスタンスでやるのかというのはどこかで政策化しておかなければいけないのかなと思っ
ているんですが、それとこの関係というのは結構あるような気がするんですが、そこら
辺はどういうふうにこれから整理をされる。そのほか三位一体で幾つかあったかと思いま
すが。

栞山幹事 施設整備等に関しましては、ある程度長い期間で協議を続けながら整備にかかる。金額もかなりの額がかかるということがございますので、我々としては、これまで協議をしてきたことについて、それは事業者の方とのお約束の部分も若干あるということで、それについてはある程度尊重していかなければいけないのかなというふうに考えております。

それとあわせて三位一体の関係で、福祉空間の関係については、「都道府県が今度は独自に考えなさい」という形になりましたので、税源の移譲という面で言うと、今まで施設整備にかかわる部分については、起債に当たる部分というのもありましたので、そういったものと2分の1程度しかこない税源とあわせてどういうふうにしていくかというのは今後検討させていただくということで、とりあえず18年度につきましては、これまでの協議の経過を踏まえながら対応をしていきたいと考えております。

高橋委員長 ただ、高齢者保健福祉計画として長期的なスパンで言えば、そういうのは制度上の非常に大きな変更ですよ。そうすると、もちろん中身まではまだ書けないと思いますが、ある程度そういうものは覚悟は示さないといけないなという感じは、それはお答えはいいんですけども、覚悟はここで書いておかないといけないのかな。東京都における施設需要の固有性を踏まえたいろんな形での議論、ただ、これも従前型の施設整備でいくのかどうかという議論もいろいろあるので、そこら辺のことも含めたあれが必要かなとちょっと思っただけでございます。

ほかにどうぞ。鈴木委員。

鈴木（哲）委員 調布市ですけれども、75ページの専門的人材の育成という部分ですけれども、この辺は東京都が都道府県の役割として人材育成というのが大きな一つの事業になっているかなというふうに思っております。ここでは、東京都が主体的に研修を行うというようなスタンスできているかと思うんですが、市町村レベルでも、例えば小さな事業者を対象にして研修を行ったりとか、ケアマネを集めて研修を行ったり、おそらくどこの市町村でもやっていると思うんですね。そのときに一番大変なのが、講師をどの人を選んだらいいんだろうか、どういう人をお願いしたらいいんだろうか。ある人をお願いしたときには、とても高くて来れないとか、そんなような状況にもあるわけですね。

そういったとき、例えば、ちょっと話は違うんですが、調布市の場合は市民の方たちに出前講座ということをやっております、それは、それぞれの市のセクションのそれぞれ専門の立場の人たちが市民の要望に応じて無料で講師を派遣するというような仕組みなん

ですが、例えばそんなような仕組みの中で、東京都の方で学識経験者の方を含めた専門的な方たちの、人材バンクじゃないんですけども、そんなようなものを用意していただいて、できれば講師料も少しつけていただければもっとありがたいんですけども、そういう中から私たちがこういうテーマに合った先生を選んでいくということができるといいなと思っております。

高橋委員長 ありがとうございます。これはなかなか微妙な問題もちょっとありそうですが。

柏木委員。

柏木委員 今の75ページの専門的人材の育成ということ等に絡むんですけども、私は総合的な施設をやっている者ですが、今、施設長たちが集まればいつも話すのは、人材が来ない。職員がやめたときに、職員補充ができない。たとえ常勤であってもできなくなっているというのは、本当に皆さん、お金も使って求人もやっているし、人材派遣の方も使っておりますが、それでもきちっとした求められるような介護をできるような人材がなかなか来ないということと、それは、人材を選ばないで、とにかく人員を確保しようということまでやっても来ない。これは、今この状態で、東社協でアンケートしたとき、72.5ぐらいでしたか、もうちょっとだったかもしれませんが、人材確保に苦慮しているということが出ていますので、この辺をこの3年後に、このままにしておいたら、私たちの努力ではちょっと追いつかないだろうということで、どこの施設長に会っても、「人材来る?」「来ない」、という形ですので、この辺をどのように、今から手を打たなければ、そして社会は少しずつ景気が上がってきているということで、企業の方も人材確保に走ってきたときに、介護福祉養成校や何かと人材育成の話をして、転職組も全く来なくなっているということですので、この辺をどのように入れるかというのは大きな問題だと思いますが、いかがでしょうか。

高橋委員長 本当は、この問題だけでちゃんと検討会をやってほしいぐらいの話なんですよね、実は。これはいろんな要因がありますので。東京都は景気は上向いていますから、介護サービスに参入してくる若い世代の絶対数、少子高齢化でただでさえ絶対数が少なくなっているのに、競争条件が非常にきつくなっていて、一方で、東京都の場合は人材が、過去のいきさつがあって、給与水準が非常に高く、それをどうやって介護保険の報酬の中で回していくかということがあって、これもまたいろんな苦勞があってという、サービスの中の要因と環境の要因といろんな要因があって、計画の中でさらにとれないよう

な大きな重いテーマではあるんですが、ただ育成だけではなくて、リクルートの問題まで視野は広げておかないと。

それでしかも、やはりこれは役所が何かしたらというか、昔のような政策を打てる時代、財政も含めて環境条件ではないし、また、そういう形で介護サービス事業は位置づけられなくなりましたから、昔の社会福祉事業の時代は、もちろんまだ特別養護老人ホームは社会福祉事業なんです、社会福祉事業という仕切りではない介護サービスという仕切りの中で今の問題をどういうふうに考えるかというのは、介護労働市場というものをどういう形で回していくかということで、これはなかなか、計画の中に書き込むためにもいろんな議論をやらないといけないなと思っていますが、そこら辺、事務局の方から何かお答えいただけますか。

杵山幹事 東京では物価が高いとか、また、他職種の方の件費も高い。設備等も、土地から何から全部高いということで、国の方には、介護報酬について、大都市、配慮したものでお願いしたいということは、これまで継続して要望してきているところですけども、その点だけを見ても、まだそこまで至っていないという状況でございます。

和気副委員長 話が横にそれるんですけども、今のかかわりで言うと、いわゆる日本人ではない人たちに、もちろん東京都だけではないんですが、この間ある大統領が来ましたけれども、介護系のところの人材として、例えばフィリピンの人に来ていただくとか、そういう形で、日本以外の国にそういう市場を開放するのかもしれないかというようなことも、そう遠くないうちに非常に現実的な、今のお話とかかかわると、要するに担い手がいないということになれば、そういう可能性もありますから、議事として残すというか、この計画書に書き込むかどうかは別として、少しそういうことも考えて、場合によったら、国なり何なりに要望するとか、介護労働市場をどう回すかというのは、そういう問題も入ってくるんじゃないかなと思います。一言だけコメントを。

高橋委員長 これもまたいろんな議論のある。ただ、僕は基本的には、きちんとした思慮深い政策をやっていただきたいと思うんです。本当に先走る人がいるものですから。この問題は、非常にスピードが要求されると同時に、思慮深い配慮が、外国人の、とりわけ介護サービス市場、労働者の問題というのはしていただかないといけないなというふうに思っていますので、これはここで、どのくらい今のご指摘を受けとめられるかというのはちょっとあれですが、大きな宿題として、これはむしろ事務局の方に受けとめていただくという、場合によっては、別途検討は相当、障害も含めて、福祉人材の問題は、そろそろ

もう一度やり直さなければならない時代だなというふうに思っております。とりわけ、行政丸抱え型の措置の時代ではない時点、移行については、東京都も社会福祉法人のあり方等から始まって、いろいろ政策的には打っておりますけれども、そこら辺を含めたレビューをしながら、どうするかという時期はそろそろ来るのかなとは思っているんですが、そんなことで、取り扱いについては事務局と相談をさせていただきますが、いかがでしょうか。

もしよろしければ、その次、85ページから91ページ、「利用しやすい介護保険制度の運営」ということでございますが。

もしなければ、総括的に後ほど議論をしていただきたいと思いますので、そこでまた触れていただくことにして、「第5章 多様な社会参加の促進」、92ページから100ページまではいかがでございましょうか。これは先ほどからご指摘をいただきましたが、それも含めまして。

よろしゅうございましょうか。もし幾つかいろんな貴重なご意見をちょうだいいたしましたが、なおまた元に戻りまして、別の視点からご意見等が委員の皆さんからあれば、ご発言をいただけたらと思っております。

ごめんなさい。私、全体の流れをもう一回再確認したいんですが、「中間のまとめ」と、中間でない、結論の最終というか、そこら辺の関係はどういうふうに。「中間のまとめ」のパブリックコメントまでの話はここに出ていますが、全体の流れをもう一回確認していただけたらと思っております。

杵山幹事 「中間のまとめ」につきましては、今日の会議で出たご意見等も入れまして、また後で委員長、副委員長ともご相談をしながら、1月の下旬に、都民を対象としたパブリックコメントを行うということで予定をしております。パブリックコメントをした後、2月の下旬までには再度この委員会を開催いたしまして、そこで最終案という形でご了解をいただくというような流れで考えております。ですから、2月の末までにはまとめをしたいと考えております。

高橋委員長 結局、それまでに区市町村のいろいろなデータが中身が詰まってきてということになりますよね。具体的に言うと。

杵山幹事 これまで区市町村の方からは、9月、11月のデータというのを頂いております。今回こちらにつけております12月データというのが最新のデータになるんですが、今後、1月データを国の方で把握するという動きがございまして、1月データをもとに、

まとめの方に数字として活かしていこうというふうに考えております。大きな現行の基本的なところについては、年内には何とかまとめていきたいと事務局の方では考えておりません。

高橋委員長 これが、ある意味で言えば、東京都として都の施策という側面と同時に、区市町村がどういう形で高齢者保健福祉計画に取り組んでいくかという、情報、リソースブックみたいな役割も一方で果たすという二重の側面がどうもありそうなので、そこら辺はアップトゥーデートなものでできるだけまとめていただくことがありがたいけれども、これは本当に時間との闘いで、それぞれの市区町村も相当苦労しながら、国の介護報酬を待ちながらデテールの話までいかなければいけないので、かなりやりとりも含めてきついな中でまとめをまとめていかなければいけない、そんな状況だということであろうかと思いますが、いかがでございましょうか。なお、何かコメント、発言はないですか。

そうすると、もし今日の議論を踏まえてお気が付きのことがあれば、先ほど事務局のほうがある程度スケジュールを考えておりますので、わりと近々という形で、メモなり、メールなり、いろいろな形でお気がつきのことをご指摘をいただくというような時間はありますよね。

栞山幹事 はい。時間をとってございますので、できれば年内にご意見をお寄せいただければと思っております。先ほど委員長おっしゃいましたように、区市町村に向けても都内全体の状況はどうかということのを都として発信していかなければいけない部分がありますので、今日の資料の、例えば14ページになりますけれども、第6節の第3期の介護保険料の月額の前定というところで、4,186円という、これは加重平均をかけておりますけれども、都内の保険料の平均というので、これは初めてこちらでお知らせする数値になります。こういったことを参考にして区市町村のほうでも計画作成に向けて数値を精査していただければと思っております。

高橋委員長 実態的には、それぞれの区の担当者でいろんな情報交換が進んでおられるかと思いますが、計画のほうは、それを含みながら、都民に広く情報をお知らせするというのが非常に重要な計画書の役割になろうかと思っておりますので、そういうわけで、「中間のまとめ」は、先ほどおっしゃっていただきましたように、パブリックコメントを都民の皆様からいただくという形をお願いをすることになりますので、それまで、お気がつきのところはご意見等をお寄せいただいて、それを踏まえまして、事務局と和気副委員長を含めてご相談をさせていただく。そして、この「中間のまとめ」をバージョンアップしていく

ということにさせていただくということで、引き続きご協力を委員の皆様をお願いをしたいと思います。

それでは、予定より早いようですが、一応議事はこんなところでよろしゅうございましょうか。

それでは、今後の進め方等を事務局のほうにお返しいたします。

杵山幹事 今、委員長のほうからございましたように、本日いただきましたご意見も含めまして、また委員長、副委員長とご相談をさせていただきまして、「中間のまとめ」として取りまとめをさせていただきたいと思っております。また、年内に委員の方からご意見ございましたら、どうぞお寄せいただければ、事務局のほうでまた検討させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

今回は、検討委員会の最終回ということで、2月の下旬を予定しております。最終の委員会では、「中間のまとめ」のパブリックコメントの結果ですとか、18年度、東京都の予算案も反映させたもので、計画の最終案につきまして、委員の皆さんにご覧いただく予定にしております。次回の日程調整につきましては、席上に日程調整用紙を配布させていただいておりますので、事務局の方にお寄せいただければと思います。今日、ご記入の難しい場合につきましては、後日ファクスでお送りいただければということでございますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

高橋委員長 それでは、どうもありがとうございました。もう「よいお年を」という時期になってしましまして、次年度、先ほど言った2月にまたお目にかからせていただきます。どうぞコメント等をよろしく願いいたします。

それでは、今日はこれで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

午後2時43分閉会